# 高松市行政評価基本方針 (平成28年度実施事業分~)

平成28年3月

市民政策局政策課総務局人事課行政改革推進室

# 目 次

I 行政評価の目的	1
Ⅱ 行政評価の仕組み	1
1 評価の体系	1
2 各評価の位置付けと役割	2
3 評価の時期	2
Ⅲ 行政評価の体制と評価結果の活用	3
1 評価体制	3
2 評価結果の活用	4
Ⅳ 行政評価の方法	5
1 目的と指標の設定	5
2 評価項目	5
3 行政評価のスケジュール	7
(参考) これまでの行政評価	7

# I 行政評価の目的

# 〇 総合計画の的確な進行管理

本市の施策や事務事業等について、成果に重点を置いた客観的な評価を行い、その結果を今後の取組の重点化や見直しに反映させることで、「計画 (Plan) - 実施 (Do) - 評価 (Check) - 改革・改善(Action)」のPDCAマネジメントサイクルによる第6次高松市総合計画 (以下、「総合計画」という。)の的確な進行管理を実現します。

#### 〇 説明責任の全う

本市の施策や事務事業等が、どのような目標を掲げ、どれだけのコストを投入して実施し、 結果としてどのような成果をあげたか等の評価結果を分かりやすく公表することにより、市 政の透明性を確保し、説明責任を全うします。

# 〇 職員の意識改革・能力向上

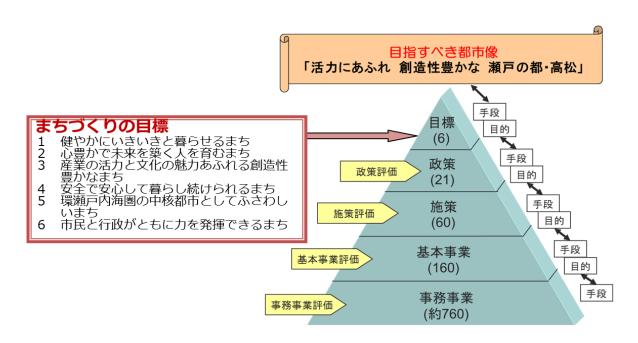
行政評価を適正に実施・公表することにより、職員一人一人に各施策や事務事業等に対して目標達成度や費用対効果等の視点が求められるようになり、意識改革が進むとともに、課題発見能力、分析力、企画立案力等、職員の政策形成能力や行政経営能力が向上します。

# Ⅱ 行政評価の仕組み

#### 1 評価の体系

総合計画は、本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」 を頂点とし、6つのまちづくりの目標の下に、政策、施策、基本事業、事務事業の4つの階 層によって体系が構成されており、評価はこの体系に基づき、政策から事務事業までの階層 で実施します。

各階層間は、上位と下位が目的(上位)、手段(下位)の関係になっており、上位への貢献 度を計ることにより、一元的な行政評価の仕組みを目指します。



### 2 各評価の位置付けと役割

4つの階層における評価は、次のとおり位置付けられ、それぞれの役割を担っています。

#### (1) 政策評価(21)

政策は、6つのまちづくりの目標の下に、その実現に向けて取り組むべき課題として位置付けています。

評価結果は、配下の施策の重点化や見直し等、政策を推進するための方針決定等に活用 します。

#### (2) 施策評価(60)

施策は、21の政策の下に、分野ごとの方向性を示す課題として位置付けています。 評価結果は、配下の基本事業の重点化や見直し等、施策を推進するための方針決定等に 活用します。また、上位の政策評価を行う際に活用するほか、総合計画における「施策の 方針」の成果指標に基づいた各施策の進行管理にも活用します。

#### (3) 基本事業評価(160)

基本事業は、60の施策の下に、一定の方向性を示す課題として位置付けています。 評価結果は、配下の事務事業の重点化、見直し、再構築等、事務事業の連携効果を高めるために活用します。また、上位の施策評価を行う際に活用します。

#### (4) 事務事業評価(約760)

事務事業は、160の基本事業の下に、その目的を達成するために実施する具体の事業であり、本システムにおける基本単位として位置付けています。

評価結果は、事務事業の見直しを始めとした改革・改善に活用するほか、上位の基本事業評価、施策評価に活用します。

#### ※評価対象外事業

評価になじまないと認められる事務事業は、評価対象外事業として、事務事業評価を 実施しないこととします。

#### 3 評価の時期

行政評価を実施する時期は、(i)翌年度以降に実施する事務事業等の計画内容を評価する「事前評価」、(ii)前年度に実施した事務事業等の実績を評価する「事中評価」、(iii)iiのうち、終了した事務事業等の実績を評価する「事後評価」、の3つがあります。

本市では、(i)を事前評価として、(ii)及び(iii)を事中・事後評価として実施します。

# (1) 事前評価

事前評価は、翌年度以降に取り組む新規事業等を対象として実施し、事業の採否等の判断を行い、翌年度の予算編成に反映させます。

なお、事前評価については、本市内部の検討に関する情報であり、高松市情報公開条例 (平成12年12月25日条例第39号)第7条第4号の規定に該当するため、非公開で実施 するものとし、事前評価結果についても公表しないこととします。

# (2) 事中 • 事後評価

事中・事後評価は、前年度に実施した全事務事業と、政策、施策、基本事業を対象として実施し、それぞれの階層における目標達成度等の成果や妥当性、有効性等の評価結果に基づき、拡充・継続・廃止など適切に計画を見直し、翌年度の予算編成に反映させます。

# Ⅲ 行政評価の体制と評価結果の活用

# 1 評価体制

行政評価は、4つの階層ごとに体制を定めて実施し、政策会議等において評価結果を確定 することとします。

また、第三者による客観的な評価として外部評価を実施します。

#### (1) 政策評価の体制

政策評価は、市長が評価責任者となって、評価を実施します。

#### (2) 施策評価の体制

施策評価は、各施策に置かれる評価担当局の局長が評価責任者となって、評価を実施します。

#### (3) 基本事業評価の体制

基本事業評価は、上位の施策の評価担当局の局長が評価責任者となって、評価を実施します。

#### (4) 事務事業評価の体制

事務事業評価は、事務事業を実施する所属長が一次評価責任者、事務事業を所管する局長が二次評価責任者となって、評価を実施します。

#### (5) 外部評価の体制

- ① 政策評価及び施策評価における外部評価は、市民満足度調査の結果を活用します。
- ② 基本事業評価における外部評価は、実施しないこととします。
- ③ 事務事業評価における外部評価は、市民で構成する委員会等において実施します。

# 【行政評価の時期と体制】

	評価時期	評価責任者	外部評価	評価の確定
政策 (21)	事中・事後	市長		政策会議等において
施策 (60)	事中・事後	局長	市民満足度調査	
基本事業 (160)	事中・事後	局長	-	確定
事務事業 (約 760)	事中・事後 事前 (一部)	局長 (一次評価) 所属長	市民で構成する委員 会等において実施	

### 2 評価結果の活用

行政評価の結果については、効果的かつ円滑に推進するため、次の観点から、企画、財政、 行政改革を担当する部門(課)が相互に連携・協力して、評価結果の活用を図ります。

#### (1) 事務事業改善

著しく社会経済情勢が変化する中、効果的・効率的な事業運営を図るため、計画 (Plan)・ 実施 (Do) 重視の事業展開から、評価 (Check)・改善 (Action) にも積極的に取り組み、 PDCAサイクルを推進します。

また、事業目的を可視化・明確化するため、数値化した成果指標等を設定し、適切に進行管理を行います。

これにより、成果の向上やコスト縮減などを図り、費用対効果の最大化を目指します。

#### (2) 予算編成

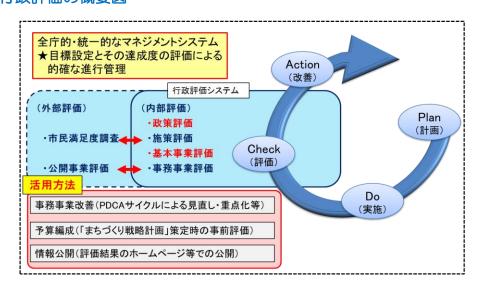
厳しい財政状況が続く中、限られた財源の効果的・効率的な活用を図るため、評価結果の予算編成への反映方法を検討します。

総合計画の計画期間を4期に分け、基本構想に基づき各期ごとに重点的・戦略的に推進する主要な施策や事業等を取りまとめ、それぞれ短期の実施計画として策定する、まちづくり戦略計画の策定に当たっては、事務事業評価(事前評価)の結果を活用しながら、事業の重点化等についての検討・調整を行うこととします。

#### (3) 情報公開

市民と市政に関する情報を共有することが求められる中、市政の透明性を確保するため、 政策・施策・基本事業・事務事業の評価結果をホームページ等で公開することにより、市 民への説明責任を全うするとともに、参画しやすい開かれた行政を目指します。

# 行政評価の概要図



# Ⅳ 行政評価の方法

#### 1 目的と指標の設定

行政評価を実施するに当たっては、各階層で目的を明確にするとともに、適切な指標を設定し、その達成状況等の成果を確認する必要があります。

### (1) 目的

○対象:事業を通じて働きかける相手のこと

(人やモノ)

○意図:「対象」をこうしたいという理想の状態のこと

(活動によって対象を変化させる直接的なねらい)

#### (2) 指標

目的を達成するために、具体的な指標を定め、数値目標を設定します。

○活動指標:事業内容(活動)の大きさを表すもの

○成果指標:「意図」の達成度を表すもの

指標名	政策	施策	基本事業	事務事業
活動指標	_	_	_	0
成果指標	_	0	_	0

※「○」は原則必須「一」は不要

# 2 評価項目

4つの階層における評価項目については、次のとおりとします。

#### (1) 政策評価の評価項目

政策評価は、下位の施策評価結果の集計値を基に、補足評価を加味して総合評価とします。

区分	評 価 項 目	
下位の施策評価	下位の施策評価結果(総合評価)の平均得点率	
補足評価	施策単体だけでは測れない政策全体の成果を補足	

# (2) 施策評価の評価項目

施策評価は、成果指標の達成度を得点化した客観的評価をもって、総合評価とします。

区 分	評 価 項 目
成果の達成度	施策ごとに設定する成果指標(最大3指標)の達成度を得点化

#### (3) 基本事業評価の評価項目

基本事業評価は、下位の事務事業評価結果の集計値をもって総合評価とします。

区 分	評 価 項 目
下位の事務事業評価	下位の事務事業評価結果(総合評価)の平均得点率

# (4) 事務事業評価の評価項目

事務事業評価は、成果指標の達成度を得点化した客観的評価(最大70点)と、妥当性、有効性、効率性の各区分の主観的評価(最大30点)の合計値をもって、総合評価とします。

# 【客観的評価】

区分	評 価 項 目
成果の達成度	事務事業ごとに設定する成果指標(最大2指標)の達成度を得点化

# 【主観的評価】

区 分	評 価 項 目		
妥当性評価	市民ニーズや社会情勢を考慮した、事業の目的や手法の妥当性		
女司(注評個	(市長マニュフェストや議会答弁との整合性)		
<b>大热</b> 松亚尔	上位施策目標及び住民福祉の向上への貢献度		
有効性評価	(未対応分野への取組、協働・連携)		
効率性評価	費用対効果(財源確保やコスト縮減)		

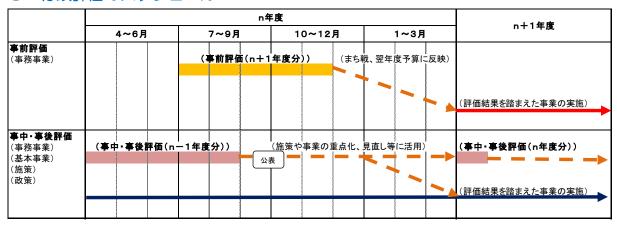
<sup>※ ()</sup> 内は、事前評価の評価項目

# (5) 総合評価の基準

総合評価の基準(政策、施策、基本事業、事務事業共通)は、以下のとおりとします。

得点率	総合評価
86% ~ 100%	A
71% ~ 85%	В
56% ~ 70%	С
~ 55%	D

# 3 行政評価のスケジュール



※ 平成28年度の事中・事後評価については、「高松市行政評価システム基本方針」(平成22年10月策定)に基づき実施。

# (参考) これまでの行政評価

平成10年度 事務事業評価の検討(行財政改革計画)

平成12年度 事務事業評価の試行的運用開始(全事務事業のうち98事務事業)

平成17年度 行財政改革推進委員会による外部評価の開始

平成21年度 行政評価システムの一部運用開始(事務事業評価の開始)

事業仕分けによる外部評価の開始

平成22年度 行政評価システム基本方針策定

平成23年度 行政評価システムの本格運用開始(施策評価の開始)

平成25年度 公開事業評価による外部評価の開始

平成27年度 新行政評価システムの一部運用開始(事務事業評価(事前))